

# 新年度当初予算など 二十四議案を審議可決

## 平成八年第一回市議会定例会

平成八年第一回市議会定例会が、三月一日から十八日までの十八日間の会期で開かれ、平成八年度一般会計と五つの特別会計の当初予算を始め、条例の改正、平成七年度一般会計及び特別会計の補正予算など二十四議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

### ◆日光市職員の給与に関する条例の一部改正

職員の給与の支払い方法について、現金取り扱いに対する安全性の確保及び事務の効率化を図るため、口座振替による支払いができるよう規定しました。

### ◆日光市市税条例の一部改正

保険業法及び更生保護事業法の施行並びに精神保健法の一部改正等に伴い、市税条例のうち関係条項について規定しました。

### ◆日光市手数料条例の一部改正

図書館利用者の利便を図るため、図書館資料のコピーサービスを行うことに伴い、コピー料金について規定しました。(コピー一枚二十円)

◆日光市乳児医療費助成に関する条例及び日光市妊産婦医療費の助成に関する条例の一部改正  
栃木県における乳児医療費補助制度の改正に伴い乳児医療費助成の対象年齢の拡大及び健康保険法の改正に伴う規定をしました。(一歳を三歳未満に拡大)

### ◆日光市国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険被保険者の負担の公平化を図るための保険料率の改正及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴う、保険料の減額賦課の基準額を改正する規定をしました。

### ◆日光市水道給水条例の一部改正

水道事業の経営の健全化及び水道の安定供給のための施設の改良、充実等を図るため、水道料金の改定をしました。

### ◆栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更

栃木県市町村職員退職手当組合に宇都宮西中核工業団地事務組合が加入するため変更しました。

◆日光市課設置条例の全部改正  
別ページで詳しく説明してあります。

### ◆日光市議会委員会条例の一部改正

市行政機構の一部改正に伴う議会委員会条例の一部改正

### ◆平成七年度一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四億二千四百五十八万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額は八十九億五千七十一万円となりました。

主なものは、広久保市営住宅の建替え工事請負費が三千万円の減額、美術館建設工事請負費の一億三千七百十五万三千円の減額などが主なものです。

### ◆特別会計の補正

国民健康保険費の歳入歳出予算の総額にそれぞれ六千四百九十三万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額は十二億七

千四百八十八万四千円となりました。ユースホステル事業費は、百八十四万六千円を追加し、補正後の額を二千五百五十八万六千円としました。小来川診療所費は四百九十三万三千円を減額し、三千五百二十三万九

千円としました。下水道事業費は、九百七十九万五千円を追加し、十一億二千六百九十四万四千円としました。老人保健費は、九千二百四十八千円を追加し、十七億七千五百三十八万円としました。

新年度予算は二・三ページをご覧ください。

## 日光市の行政改革……

### 今月号からシリーズでお知らせします

◎ 行政改革を推進します。

「日光市行政改革大綱を策定」  
急激に進行しつつある高齢化、高度情報化、国際化などの社会環境のめまぐるしい変化に対応し、市民のみならず、多様なニーズに即応しながら、活力に満ちた魅力ある地域社会を築き上げていくためには、行財政の効率化や事務事業の見直しが必要となります。

このため、市では市長を本部長とする「日光市行政改革推進本部」及び市民の代表者からなる「日光市行政改革推進委員会」を設置し、幅広い観点から総点検を重ね、去る三月二十一日、今後の行政改革の指針となる「日光市行政改革大綱」を策定しました。

この大綱は、二十一世紀を展望し、本市が取り組むべき行政改革の主要課題を「事務事業の見直し」「行政組織の見直し」「人事管理の見直し」及び「事務処理の効率化」の四つの柱とし、推進期間は、平成九年度までとっております。

行政改革の推進にあたりましては、市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

大綱の内容につきましては順次お知らせしてまいります。今回は、「行政組織の見直し」を中心にお知らせします。

◇ 窓口での市民サービスの向上を図るため、国民健康保険係を一階の市民課(市民生活課が市民課に名称変更します)に配置します。

このため、市では市長を本部長とする「日光市行政改革推進本部」及び市民の代表者からなる「日光市行政改革推進委員会」を設置し、幅広い観点から総点検を重ね、去る三月二十一日、今後の行政改革の指針となる「日光市行政改革大綱」を策定しました。

これは、先に説明しました行政改革の一環として行うもので、市民サービスの向上を最重要課題として、より簡素で効率的な組織を目指してまいります。

◇ 環境保全の取り組み強化を図るため、生活環境課を新設します。

この改正の主なものは、次のとおりです。

◇ 総務部門の再編により、簡素で効率的な組織・機構を確立するため秘書課と総務課を統合して総務課とし、地域の活性化を図り過疎化対策を強化するため企画部門を独立させ、企画財政課を企画課と財政課に分離します。

◇ 施設管理の効率化を図るために、管理課の所掌事務をそれぞれの部署に移します。係の名称につきましても変更がありました。

この改正の主なものは、次のとおりです。

◇ 高齢社会における福祉と

更がありました。

この改正の主なものは、次のとおりです。

◇ 高齢社会における福祉と

更がありました。